

◎新潟県告示第943号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年8月6日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
さの整形外科クリニック	長岡市左近3丁目61-1	令和3年5月31日
広瀬歯科医院	長岡市栃尾表町3-13	令和3年5月25日
医療法人社団 キフネ歯科医院	新発田市住吉町3丁目3番30号	令和3年3月31日
木村歯科医院	小千谷市城内1丁目4番18号	令和3年7月1日